

わかやまの森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくために



紀の国 森づくり税

令和4年4月1日から5年間延長されました

和歌山県の森林は、36万ヘクタール、県土の約77%を占めています。
森林は、県民に多くの恵みを与え、特に水源のかん養や、土砂災害の防止、県土の保全などに欠かせない「県民の財産」です。

その森林を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、「紀の国森づくり税」を平成19年4月1日から導入し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全や森林と共生する文化の創造に関する施策に活用しています。



紀の国森づくり税

県民税均等割額に下記の額を「紀の国森づくり税」として加算して納めていただきます。

個人 年額500円

- ・県内に住所がある方
 - ・県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方
- ※所得が一定の基準以下などで県民税均等割が課税されていない方は、非課税(例えば)
- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
 - ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

法人 均等割額の5%

県内に事務所、事業所を持っている法人

資本金等の額	年税額
1千万円以下	1,000円
1千万円超～1億円以下	2,500円
1億円超～10億円以下	6,500円
10億円超～50億円以下	27,000円
50億円超	40,000円

紀の国森づくり税の使いみち(紀の国森づくり税を活用した取組)について

紀の国森づくり税として納められた収入は、紀の国森づくり基金条例に基づく「紀の国森づくり基金」に積み立て、「紀の国森づくり基金活用事業」として、森林環境の保全や森林と共生する文化の創造に関する施策に活用します。

【紀の国森づくり税を活用した主な取組】

次代につなぐ森林づくり

- ・森林生態系や景観上重要で貴重な森林の保全
- ・生育不良の人工林の広葉樹林化など環境林の整備

森林を守り育てる意識の醸成

- ・次代を担う子ども達等へ森林を守り育てる意識を育む森林環境教育の推進
- ・県民の参加による森づくりの実施
- ・木の良さをPRするための公共施設等での木材利用の促進

■ お問い合わせ ■

■ 税に関すること

総務部税務課

TEL 073-441-2182
FAX 073-423-1192

■ 税の使いみち(紀の国森づくり基金活用事業)に関すること

農林水産部森林整備課

TEL 073-441-2977
FAX 073-432-5850

